

## 【貸切バス代の支援】

### 修学旅行等による都市圏周遊の推進 支援金支給要領

#### (目的)

第1条 本事業は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が学校行事として行う福岡市内に宿泊する「修学旅行」及び福岡市内の小学校・特別支援学校が行う社会科見学等の校外学習（以下「修学旅行等」という。）の支援を行うことで、福岡都市圏を含む周遊観光を推進し、福岡市内及び福岡都市圏の観光産業の活性化を図ることを目的とする。

#### (事務取扱者)

第2条 (公財)福岡観光コンベンションビューロー（以下、「FCVB」という。）から事務局業務を委託された「福岡市教育旅行推進デスク」（以下、「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

#### (支援の対象)

第3条 支援の対象となる修学旅行等は、以下の全てを満たすものとする。なお、「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内旅行の手引き」（一般社団法人日本旅行業協会）及び旅行業、貸切バス、宿泊施設における各ガイドラインを遵守した修学旅行等となることを必須条件とする。

#### 【修学旅行】

- (1) 福岡市内に宿泊する、学校行事として行われる修学旅行であること。
- (2) 福岡市内に宿泊する修学旅行に申請時点で決定していること。
- (3) 期限内に必要な申請書類を提出できること。

※学校等に福岡市教育旅行推進デスクより直接、支援内容を確認する場合がある。

#### 【校外学習】

- (1) 福岡市内の小学校・特別支援学校が実施する校外学習であること。
- (2) 別途市内の小学校・特別支援学校に通知した内容を満たしていること。
- (3) 期限内に必要な申請書類を提出できること。

※学校等に福岡市教育旅行推進デスクより直接、支援内容を確認する場合がある。

#### (対象期間)

第4条 支援の対象となる期間については、申請受付開始日（まん延防止等重点措置の適用地域の解除日以降を予定）から、令和4年2月28日（月）までに帰着する旅行とする。ただし、下記の(1)～(4)の条件が当てはまる期間については、支援および申請受付の対象外とする。

- (1) 福岡市が「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」の適用地域となっている期間。
- (2) 学校の所在地（都道府県）が「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」の適用地域となっている期間。

- (3) 福岡県において、知事や教育委員会から県をまたぐ移動や修学旅行について自粛等の要請がでている期間。
- (4) その他、学校の所在する都道府県で、知事や教育委員会から福岡県を行先とした修学旅行、県をまたぐ修学旅行について自粛等の要請がでている期間。

(支援額)

第5条 第3条を満たす対象への支援額は、以下のとおりとする。

- (1) 貸切バス1台当たり上限5万円(税込)とする。
- (2) 実際の貸切バス代経費の範囲内とする。
- (3) 予算の範囲内の執行とする。

(申請者)

第6条 本事業における申請者は、一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス事業)を行うバス事業者及び旅行業法(昭和27年法律第239号)に基づき観光庁長官又は都道府県知事の登録を受けた国内口座を有する旅行者とする。

(申請手続き)

第7条 本事業の申請手続きは、次のとおりとする。

【修学旅行】

	申請手続き	申請書類
旅行催行前	申請を希望する者は、原則、支援対象商品の出発日14日前までに、右記書類を事務局に提出(郵送またはメール)しなければならない。	支援申請書(B様式1) 実施計画書(B様式2) 誓約書(B様式3) 修学旅行日程表(計画) その他、事務局が必要と認める書類
旅行催行後	申請者は、支援対象商品の催行月の翌月10日までに右に掲げる書類を事務局に提出(郵送またはメール。一部書類は原本郵送必要)しなければならない。	実績報告書兼請求(B様式5-1) 貸切バス代・体験学習費明細書(B様式5-2) 宿泊施設利用証明書(B様式6-1) 修学旅行日程表(最終) その他、事務局が必要と認める書類

【校外学習】

別途通知予定。

(内示額の通知)

第8条 FCVB及び事務局は、第7条による旅行催行前の申請内容を審査の上、支援の可否及び内示額を決定し、事務局が、申請者に通知するものとする。(B様式4)

(計画変更及び内示変更)

第9条 申請者は支援金の内示通知を受けた後において、修学旅行等の計画変更(中止)をする場合は、直ちに修学旅行支援事業支援金変更(中止)承認申請書(B様式7)を事務局に提出しなければならない。

ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

2 FCVBは、前項の修学旅行支援事業支援金変更(中止)承認申請書を受理した時は、変更内容を審査し、第8条の規定による内示を変更することができる。

(支援金の確定及び支払い)

第10条 事務局は、第7条による旅行催行後の実績報告及び請求があった場合、申請内容を審査するものとする。申請内容が支援要件を満たしているときは、支援金の額を確定し、申請者に通知するものとする。(B様式8)

2 事務局は、前項の規定により確定した支援金を、30日以内に申請者の指定する金融機関口座に振込むものとする。(A様式7)

(支援金の取り消し)

第11条 FCVBは、支援金の交付の決定または交付を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の取り消し、又は、交付した支援金の一部あるいは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、支援金を交付することが適当でないとFCVBが認めたとき
- (3) その他、支援金を交付することが適当でないとFCVBが認める事由があったとき

(雑則)

第12条 この要領に定めていない事項が発生した場合、FCVBが事務局と協議の上、決定する。

附 則

この要領は、令和3年6月1日から施行する。